

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等について

### 1. 趣旨

- 労働者派遣制度については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 2 条第 1 項において、施行後 3 年を目途として検討を行う旨の規定が盛り込まれ、また、平成 26 年の労働政策審議会において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号）について、引き続き検討を行うことが適当とされたことを受け、令和元年 6 月より、労働力需給制度部会において見直しの議論が行われてきた。
- 令和 2 年 7 月 14 日の労働力需給制度部会において行われた議論の中間整理を受け、次の法令等について所要の措置を講ずるもの。
  - ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「施行規則」という。）
  - ・ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「e-文書省令」という。）
  - ・ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号。以下「派遣元指針」という。）
  - ・ 派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号。以下「派遣先指針」という。）
  - ・ 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 20 年厚生労働省告示第 36 号。以下「日雇指針」という。）

## **2. 改正内容**

### **<令和3年1月1日施行>**

(1) 派遣労働者の雇入れ時の説明の義務付け

**【施行規則第25条の14第2項関係】資料1-1別紙1**

派遣元事業主に対し、派遣元事業主が実施する教育訓練及び希望者に対して実施するキャリアコンサルティングの内容について、派遣労働者に対する雇入れ時の説明を義務付けることとする。

**【派遣元指針の第2の5（8）関係】資料1-1別紙3**

上記の改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(2) 労働者派遣契約に係る事項の電磁的記録による作成について

**【e-文書省令別表第2関係】資料1-1別紙1**

労働者派遣契約の当事者は、施行規則第21条第3項に基づき、書面により作成することとされている労働者派遣契約について、電磁的記録により作成することも認めることとする。

(3) 派遣先における派遣労働者からの苦情の処理について

**【派遣先指針第2の7関係】資料1-1別紙3**

派遣先における派遣労働者からの苦情の処理に当たっては、派遣先の労働組合法（昭和24年法律第174号）上の使用者性に関する既存の裁判例や中央労働委員会命令の内容に留意し、特に派遣先に課されている労働関係法令上の義務に関する苦情については誠実かつ主体的に対応すべきことを派遣先指針に明記する。

(4) 日雇派遣について

**【日雇指針第2の5関係】資料1-1別紙3**

日雇派遣において、労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合について、必要な雇用管理が適切に行われるようにするため、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合であっても、休業等により雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすべきことを明確化する。

### <令和3年4月1日施行>

(5) 雇用安定措置に係る派遣労働者の希望の聴取等

【施行規則第25条の2第3項（新設）及び第31条関係】 **資料1-1別紙2**

派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、派遣労働者の希望する措置の内容を聴取しなければならないこととするとともに、その聴取結果を派遣元管理台帳に記載しなければならないこととする。

(6) マージン率等のインターネットでの情報提供について

【施行規則第18条の2第1項関係】 **資料1-1別紙2**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第23条第5項の規定により派遣元事業主による情報提供の義務がある全ての情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供しなければならないこととする。

【派遣元指針第2の16関係】 **資料1-1別紙4**

法第23条第5項に規定する派遣元事業主による情報提供については、常時インターネットの利用により、広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとする。

### **3. 公布日**

上記の法令について、いずれも令和2年10月上旬の公布を予定。